

平成 23 年度 事業計画書

平成 23 年度 事業計画

「社団法人日本介護福祉士会定款」第 4 条に定める次の事業

- (1) 介護福祉士の職業倫理ならびに専門的知識及び技術の向上に関する事業
- (2) 介護福祉に関する調査研究に関する事業
- (3) 介護福祉士教育機関その他関係団体との連携及び協力に関する事業
- (4) 介護福祉の普及啓発に関する事業
- (5) 介護福祉士の相互福祉に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

を行うため、以下の事業を実施する。

1. 各種事業推進のための会議・委員会の実施

1) 生涯研修制度検討委員会 【定款第 4 条－(1)】

- 生涯研修システムを運営し、認証制度を実施する。さらに継続してシステムの普及・推進について検討を行う。
- 生涯研修体系を見直し、新たな研修のあり方やポイント制の活用方法について見直しを行う。
- ファーストステップ研修を充実させるために、リーダー研修による講師養成研修の実施や各支部との連携により、事業運営に必要なサポート体制を充実する。
- 介護福祉士初任者研修を充実させるために、シラバス・カリキュラムの見直しを行う。
- 引き続きセカンドステップ研修の内容について検討を行う。
- (仮) 生涯研修制度評価委員会を設置し、日本介護福祉士会の実施する各種研修会の評価及び修了者の認定について検討する。
- (仮称) 認定専門介護福祉士(認知症)養成研修(日本介護福祉士会の実施する研修)について、評価委員会において研修の評価及び修了者の認定について検討する。
- 各支部との連携のもと、日本介護福祉士会としての介護技術のモデル化に向けた検討を進める。
- 障がい者に対する介護の現状と課題を整理し、生涯研修体系における位置づけや、研修のあり方について検討する。

- (仮称) 認定介護福祉士の確立に向け、厚生労働省及び関係団体の協力を得て、研修カリキュラムや認証システムに関する検討を行い、次年度以降のモデル研修実施を目指す。
- 日本介護福祉士会のキャリアパス（生涯研修制度）について、社会的認知度の向上を目指す。

2) 制度・政策検討委員会 【定款第4条－(6)】

- 介護福祉士の社会的評価の向上・労働条件の改善に対する取り組みを図る。
- 介護保険制度とサービスの質の評価に関する指標、障害者自立支援法・医療行為・国家試験・介護福祉教育・外国人労働者などの介護福祉制度に関する政策・提言について調査研究、研修部門と連携して検討を行う。
- 行政を始めとする各委員会等に参画し提言していく。また、国民に向けた情報発信を積極的に行う。

3) 調査研究委員会 【定款第4条－(2)】

- 時代の変遷とともに移り変わる「介護福祉士の専門性」や就労実態について把握し、より良い介護サービスの提供に資すること等を目的とした「就労実態と専門性の意識に関する調査研究」（次年度に調査実施予定）に関する調査内容を検討する。

4) 組織財政運営関係委員会 【定款第4条－(6)】

- 諸会議を開催し、健全な本会運営を図る。
 - ・ 総会、理事会及び常任理事会の開催
 - ・ 各種委員会及び選挙管理委員会の運営

5) 倫理委員会 【定款第4条－(6)】

- 倫理綱領及び倫理基準案に基づき、会員の倫理規程や、各支部における倫理委員会の設置に向けた検討を行う。

6) 災害対策マニュアル検討委員会 【定款第4条－(6)】

- 災害救援実践マニュアルの充実、普及を図る。

2. 各種研修会の開催及び学術研究活動

1) 日本介護福祉士会会員（日本介護学会会員）が広く参加する研修

○ 全国大会の開催 【定款第4条－（1）】

- ― 全ての介護福祉士の研究意欲を高めるとともに、介護福祉実践場面での知識・技術の向上を図るため、時宜に適ったテーマに沿って、講演や分科会等、開催県を全支部が支援し、実施する。（第18回開催県＝青森県、平成23年11月10日～11日）

○ 学術研究活動 【定款第4条－（6）】

- ― 日本介護学会の運営と学術集会の開催（第9回開催県＝沖縄県、平成23年7月9日）
- ― 会員の実践・研究業績を広く周知し、生かすために専門誌「介護福祉士」（年2回）を発行する。

○ ブロック研修会の開催 【定款第4条－（1）】

- ― 介護福祉士としての資質の向上を図るため、介護問題を巡る最新のテーマに基づいた研修会を実施する。

2) 総合的なキャリアパスを目的とする研修 【定款第4条－（1）】

○ 介護福祉士初任者研修

- ― 介護福祉士初任者を対象とした研修を全支部で実施する。

○ ファーストステップ研修

- ― 小規模チームのリーダーや初任者等の指導係を養成するため、これまでに作成されたシラバスや教材を参考にして、各支部で実施する。

○ リーダー研修

- ― 介護福祉士初任者研修・ファーストステップ研修・サービス提供責任者研修などの講師養成をさらに充実させる目的として、カリキュラムを見直したうえで実施する。

○ 介護職のための研究・発表に関する研修

- ― 全国大会、日本介護学会、ブロック研修会等における発表を促進するとともに、各支部において研修を実施する際のスキームについて検討を行う。

○ (仮称) 認定専門介護福祉士 (認知症) 養成研修

- ― 昨年度より新カリキュラムで実施しているモデル研修会を引き続き実施し、研修内容について評価委員会にて評価する。

3) 職能的研修 【定款第4条- (1)】

○ 介護福祉士実習指導者講習会

- ― 施設及び養成校において実習指導にあたる者に必要な知識・技術を付与することを目的として講習会を実施する。
- ― 各支部においてより充実した講習会が実施できるよう、講師養成研修会を実施する。

○ サービス提供責任者研修

- ― 介護保険制度で多くの介護福祉士がその責務を担うサービス提供責任者に必要な知識を付与することを目的として、日本介護福祉士会の示すカリキュラムに則ってブロック又は支部において実施する。

○ 介護技術講習主任指導者・指導者養成講習

- ― 主任指導者・指導者養成講習を実施する。(主任指導者養成講習は中央実施、指導者養成講習は支部実施)

○ 介護支援専門員現任研修

- ― 「日本介護福祉士会方式アセスメント・ケアプラン」を活用するなどして介護支援専門員の現任研修をブロック又は支部において実施する。

○ たんの吸引、経管栄養に関する研修会 (予備的な知識・技術を身につける研修)

- ― 介護福祉士の行うたんの吸引や経管栄養について、安心して安全に実施できるよう、

厚生労働省が定める予定の本研修が始まる前に、予備的な知識・技術を身につける研修を支部において実施する。

4) その他の研修

○ 海外研修の実施

― 社会福祉振興・試験センター実施の海外研修への会員参加

○ その他時宜に応じて必要な研修

3. 関係団体との連携・協力 【定款第4条－(3)】

○ 保健・医療・福祉の各団体との連携強化

○ 必要に応じ他団体、機関、研究所等との連携

○ 後継者の育成

― 日本介護福祉士養成施設協会等の団体と協力し、後進の育成を図るとともに講師育成を図る。

○ 介護福祉士国家試験（実技試験）の現地試験委員派遣協力

4. 介護福祉の普及啓発に関する事業 【定款第4条－(4)】

○ 介護の日に関する事業の実施

― 「介護の日」ひろめ隊活動や介護相談等の実施を通して、11月11日「介護の日」の普及啓発を図るとともに、地域における支え合いの重要性等の理解と認識をひろめ、「介護の日」の取り組みを促進する。

○ 老人の日・老人週間に関する事業の実施

― 老人の日・老人週間合わせて47都道府県において介護相談マニュアルを活用した介護相談等、各支部の企画による事業を実施する。

- 日本介護福祉士会ニュースの充実・発行（年6回）
- ポスター及びパンフレットの作成
- ホームページによる情報提供
 - ― 内容の一層の充実を図るとともに、各支部のホームページ充実の支援を行う。
- 調査研究事業の情報提供
- 介護福祉士国家試験受験対策事業の実施（模擬試験等）
- 介護支援専門員実務研修受講試験受験対策事業の実施（模擬試験等）
- 介護に関する出版物の発行及び協力

5. 介護福祉士の相互福祉に関する事業 【定款第4条－（5）】

- 各種保険制度への団体加入
- 会員証付帯福祉厚生制度の充実

6. その他の事業

- 災害救援活動 【定款第4条－（6）】
 - ― 災害発生時の復興に取り組むため、全支部の協力を得て、ボランティア派遣など災害救援に関わる活動を行う。また、行政、他団体や他職種との連携を深め有意義な支援活動を行う。
- 組織財政運営活動 【定款第4条－（6）】
 - ― 各支部策定の「会員加入促進計画」に基づいて介護福祉士登録者の本会への加入を促進し、組織基盤を確立する。
 - ― 本会活動の積極的な周知に努め、賛助会員の獲得を図るなどして組織基盤を整備する。
 - ― 日本介護福祉士会及び都道府県介護福祉士会の健全な発展のため、公益社団法人認定

を目指す。また、各支部の社団化を促進する。

― 公的助成の確保を図り、事業の充実を目指す。

○ 第三者評価事業の実施・介護サービスの情報の公表事業の推進 【定款第4条－(4)】

― 日本介護福祉士会による事業の実施ならびに各支部が実施する場合の支援を行う。